平成２２年（フ）第１９２１号
大阪市平野区加美東７丁目２番５―501号、前住所大阪市西成区千本中１丁目１番１―903号
債務者　寺坂　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７号
横浜市青葉区鴨志田町569番地１　グリーンヒル鴨志田西団地21棟103号
債務者　山口　優香
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６１号
横浜市中区松影町４丁目13番地の２　ベストンハイム元町501号室
債務者　秋山　純子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０４号
横浜市緑区東本郷４丁目36番25号　シティハイムパルフェ本郷Ａ棟102号
債務者　田口　千穂
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５８号
横浜市旭区左近山1186番地の５　左近山団地８街区３棟1003号
債務者　清水たき子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６４号
横浜市青葉区藤が丘２丁目７番地８　アルス藤が丘ステーショングランデ314号室
債務者　永井　康行
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３６号
大阪府枚方市樋之上町９番１―104号
債務者　ＫＭメディア企画こと　前中　義弘
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３６号
大阪府大東市灰塚３丁目７番18号　レオパレスウィル101号
債務者　福永　博樹
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５１号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目13番31号
債務者　吉村　藤吾
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５号
岩手県下閉伊郡岩泉町小本字小本14番地26
債務者　佐々木尚美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第１３号
岩手県宮古市日立浜町８番３号
債務者　澤口由美子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第９２号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｄ―102号
債務者　竹内　良治
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８１７号
大阪市港区港晴４丁目１番12号
債務者　永田　重男
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止決定の取消及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続廃止を取り消した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第６７８号
盛岡市西青山３丁目15番22号　グランドメゾン西青山201号、住民票上の住所盛岡市西青山２丁目11番24号
破産者　藤原アリー
1　決定年月日時　平成21年３月17日午後１時
2　主文　破産者について破産廃止決定を取り消す。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６１号
福岡市博多区博多駅前３丁目２番１号
破産者　株式会社アバ
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部